事例表

開示決定等の期限関係

(資料2~7)

○ 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
国立病院機構	特定施設に係る法人文書管理簿・移管簿	H24.4.17	H24.5.17	H24.8.23	98	所管業務が多忙であり、開示決定等の 処理を開始するまでに時間を要し、開 示請求の事務処理手続きを行うことが できなかったため。
水資源機構	工事設計書	H24.3.7	H24.4.6	H24.4.9	3	開示決定を延長する旨、開示請求者に 伝えていたが、支社の情報公開担当者 は一人であったこと、業務繁忙(組織改 編に伴う庁舎引越作業等)を極めてい たことなどから、延長手続を怠ったた め。
水資源機構	工事設計書	H24.3.7	H24.4.6	H24.4.9	3	開示決定を延長する旨、開示請求者に 伝えていたが、支社の情報公開担当者 は一人であったこと、業務繁忙(組織改 編に伴う庁舎引越作業等)を極めてい たことなどから、延長手続を怠ったた め。
水資源機構	工事設計書	H24.3.7	H24.4.6	H24.4.9	3	開示決定を延長する旨、開示請求者に 伝えていたが、支社の情報公開担当者 は一人であったこと、業務繁忙(組織改 編に伴う庁舎引越作業等)を極めてい たことなどから、延長手続を怠ったた め。
筑波大学	筑波大学学生支援・自殺対策WG(平成22年5月21日に設置)の議事録と配布資料	H25.1.16	H25.2.14	H25.2.21	7	開示決定期限日の判断を1週間誤り、 業務多忙のため早期に処理できず、 誤った日に開示決定したことから、期限 を7日超過したもの。

○ 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

法人名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
医薬品医療機器総合機構	特定の医薬部外品の副作用に関し、事業者から法人に提出された報告書等	H24.2.7	H24.4.23	H24.4.26	3	同時期に情報公開担当課において開示決定等を行うべき期日が到来した案件が、70件程度あり、担当職員3名では開示請求に係る事務処理を行うことができず、期限を超過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬部外品の副作用に関し、事業者から法人に提出された報告書等	H24.2.7	H24.4.23	H24.4.26	3	同時期に情報公開担当課において開示決 定等を行うべき期日が到来した案件が、70 件程度あり、担当職員3名では開示請求に 係る事務処理を行うことができず、期限を超 過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬部外品の副作用に関し、事業者から法人に提出された報告書等	H24.2.7	H24.4.23	H24.4.26	3	同時期に情報公開担当課において開示決定等を行うべき期日が到来した案件が、70件程度あり、担当職員3名では開示請求に係る事務処理を行うことができず、期限を超過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬部外品の副作用に関し、事業者から法人に提出された報告書等	H24.2.7	H24.4.23	H24.4.26	3	同時期に情報公開担当課において開示決 定等を行うべき期日が到来した案件が、70 件程度あり、担当職員3名では開示請求に 係る事務処理を行うことができず、期限を超 過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬部外品の副作用に関し、事業者から法人に提出された報告書等	H24.2.7	H24.4.23	H24.4.26	3	同時期に情報公開担当課において開示決 定等を行うべき期日が到来した案件が、70 件程度あり、担当職員3名では開示請求に 係る事務処理を行うことができず、期限を超 過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬品に関する副作用・感染症症例報告書	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.7	16	同時期に情報公開担当課において開示決定等を行うべき期日が到来した案件が、40件程度あり、担当職員3名では開示請求に係る事務処理を行うことができず、期限を超過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬品に関する副作用・感染症症例報告書	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.7	16	同時期に情報公開担当課において開示決 定等を行うべき期日が到来した案件が、40 件程度あり、担当職員3名では開示請求に 係る事務処理を行うことができず、期限を超 過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬品に関する副作用・感染症症例報告書	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.7	16	同時期に情報公開担当課において開示決 定等を行うべき期日が到来した案件が、40 件程度あり、担当職員3名では開示請求に 係る事務処理を行うことができず、期限を超 過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬品に関する副作用・感染症症例報告書	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.7	16	同時期に情報公開担当課において開示決 定等を行うべき期日が到来した案件が、40 件程度あり、担当職員3名では開示請求に 係る事務処理を行うことができず、期限を超 過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬品に関する副作用・感染症 症例報告書	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.7	16	同時期に情報公開担当課において開示決定等を行うべき期日が到来した案件が、40件程度あり、担当職員3名では開示請求に係る事務処理を行うことができず、期限を超過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬品に関する副作用・感染症 症例報告書	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.7	16	同時期に情報公開担当課において開示決定等を行うべき期日が到来した案件が、40件程度あり、担当職員3名では開示請求に係る事務処理を行うことができず、期限を超過した。

		1	1	1	ı	
医薬品医療機器総合機 構	特定の医療機器に係る審査時の照会 事項回答書等	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.13	22	同時期に情報公開担当課において開示決定等を行うべき期日が到来した案件が、40件程度あり、担当職員3名では開示請求に係る事務処理を行うことができず、期限を超過した。
医薬品医療機器総合機構	特定の医療機器に係る審査時の照会 事項回答書等	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.13	22	同時期に情報公開担当課において開示決 定等を行うべき期日が到来した案件が、40 件程度あり、担当職員3名では開示請求に 係る事務処理を行うことができず、期限を超 過した。
医薬品医療機器総合機構	特定の医療機器に係る審査時の照会 事項回答書等	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.13	22	同時期に情報公開担当課において開示決 定等を行うべき期日が到来した案件が、40 件程度あり、担当職員3名では開示請求に 係る事務処理を行うことができず、期限を超 過した。
医薬品医療機器総合機構	特定の医療機器に係る審査時の照会 事項回答書等	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.13	22	同時期に情報公開担当課において開示決 定等を行うべき期日が到来した案件が、40 件程度あり、担当職員3名では開示請求に 係る事務処理を行うことができず、期限を超 過した。
医薬品医療機器総合機構	特定の医療機器に係る審査時の照会 事項回答書等	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.13	22	同時期に情報公開担当課において開示決 定等を行うべき期日が到来した案件が、40 件程度あり、担当職員3名では開示請求に 係る事務処理を行うことができず、期限を超 過した。
医薬品医療機器総合機構	特定の医療機器に係る審査時の照会 事項回答書等	H24.8.22	H24.10.22	H24.11.13	22	同時期に情報公開担当課において開示決定等を行うべき期日が到来した案件が、40件程度あり、担当職員3名では開示請求に係る事務処理を行うことができず、期限を超過した。
医薬品医療機器総合機構	特定医薬品にかかわる市販後調査計 画書及び報告書(全部)に関する法人文 書開示請求	H24.7.24	H24.10.10	H24.12.7		同時期に情報公開担当課において開示決定等を行うべき期日が到来した案件が、40件程度あり、担当職員3名で事務処理を行っている中で、本件については、第三者に意見照会を行ったところ、一部の第三者から、不開示の理由がないと考えられる多数の箇所まで不開示とすべき旨の意見が返ってきたため、当該第三者と調整を行ったが、当方の説明に対し、第三者側が強行に不開示を主張し、調整がつかない状態で期限が超過した。
医薬品医療機器総合機構	特定医薬品にかかわる市販後調査計 画書及び報告書(全部)に関する法人文 書開示請求	H24.7.24	H24.10.10	H24.12.7	58	同時期に情報公開担当課において開示決定等を行うべき期日が到来した案件が、40件程度あり、担当職員3名で事務処理を行っている中で、本件については、第三者に意見照会を行ったところ、一部の第三者から、不開示の理由がないと考えられる多数の箇所まで不開示とすべき旨の意見が返ってきたため、当該第三者と調整を行ったが、当方の説明に対し、第三者側が強行に不開示を主張し、調整がつかない状態で期限が超過した。
医薬品医療機器総合機構	特定医薬品にかかわる市販後調査計 画書及び報告書(全部)に関する法人文 書開示請求	H24.7.24	H24.10.10	H24.12.7	58	同時期に情報公開担当課において開示決定等を行うべき期日が到来した案件が、40件程度あり、担当職員3名で事務処理を行っている中で、本件については、第三者に意見照会を行ったところ、一部の第三者から、不開示の理由がないと考えられる多数の箇所まで不開示とすべき旨の意見が返ってきたため、当該第三者と調整を行ったが、当方の説明に対し、第三者側が強行に不開示を主張し、調整がつかない状態で期限が超過した。

T						
東北大学	特定教員に対する図書館の利用制限に係る一切の文書の開示を求める件	H24.10.26	H24.12.26	H25.1.9	14	開示決定を行うための学内委員会が開催直前に欠席者が出たために定足数を満たせず流会となり、再度開催の日程調整に時間を要したため。
東北大学	附属図書館迷惑行為者逮捕事案に係 る一切の文書の開示を求める件	H24.11.6	H25.1.4	H25.1.9	5	開示決定を行うための学内委員会が開催直前に欠席者が出たために定足数を満たせず流会となり、再度開催の日程調整に時間を要したため。
東京工業大学	論文博士名簿のうち特定の教授が主査 であるもの	H24.7.20	H24.9.18	H24.9.21		夏季の学内一部業務停止期間を含んでいたため、開示・不開示決定のための委員会等の開催が遅れ、開示請求に係る法人文書の開示・不開示の意見調整に時間を要したため。
京都大学	平成18年度〜22年度の以下会社・団体からの受託研究+共同研究+奨学寄附金の外部資金受け入れ審議資料(電磁的記録希望) 〇特定法人 (工学研究科)(生存圏研究所)(防災研究所)	H24.3.22	H24.7.2	H24.7.18	16	39件同時請求のあった内の1件である。開示請求文書量が大量であったこと。また、関係法人に対し意見照会を行い、その結果を参酌して不開示箇所及び不開示情報該当性を特定・審議するにあたり、関係法人との調整に時間を要したことにより事務処理が遅延した。
京都大学	平成18年度~22年度の以下会社・団体からの受託研究+共同研究+奨学寄附金の外部資金受け入れ審議資料(電磁的記録希望) 〇特定法人(工学研究科)	H24.3.22	H24.7.2	H24.7.18		39件同時請求のあった内の1件である。開 示請求文書量が大量であったこと。また、関 係法人に対し意見照会を行い、その結果を 参酌して不開示箇所及び不開示情報該当 性を特定・審議するにあたり、関係法人との 調整に時間を要したことにより事務処理が 遅延した。
京都大学	平成18年度〜22年度の以下会社・団体からの受託研究+共同研究+奨学寄附金の外部資金受け入れ審議資料(電磁的記録希望) 〇特定法人 〇特定法人研究所 〇特定独法(工学研究科外12部局)	H24.3.22	H24.7.2	H24.8.21		39件同時請求のあった内の1件である。開 示請求文書量が大量であったこと。また、関 係法人に対し意見照会を行い、その結果を 参酌して不開示箇所及び不開示情報該当 性を特定・審議するにあたり、関係法人との 調整に時間を要したことにより事務処理が 遅延した。
京都大学	京都大学病院における脳死肺移植での 術後の経過が分かる文書。(病院内の 文書や臓器移植コーディネーターや日 本臓器移植ネットワークなど外部への 報告文書。平成H23年10月~H24年4 月分)	H24.6.11	H24.8.10	H24.8.20		文書特定及び不開示情報該当性の審議に時間を要したこと。また、6月末に発覚した教員の収賄事件に関する開示請求をはじめ、同時期に多くの開示請求が重なったことから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。
京都大学	平成23年度に別紙記載の各部局で受け入れた受託研究と共同研究の一覧(担当教員と申し込み企業等の名称、研究費の額、受け入れ時期、研究目的・研究内容を含む)(放射線生物研究センター分)	H24.7.12	H24.9.14	H24.10.31	47	13件同時請求のあった内の1件である。開示請求文書量が大量であったこと。関係法人に対する意見照会に時間がかかり、不開示情報の確定に時間を要したこと。また、6月末に発覚した教員の収賄事件に関する開示請求をはじめ、同時期に多くの開示請求が重なったことから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。
京都大学	平成23年度に別紙記載の各部局で受け入れた受託研究と共同研究の一覧(担当教員と申し込み企業等の名称、研究費の額、受け入れ時期、研究目的・研究内容を含む)(理学研究科分)	H24.7.12	H24.9.14	H24.10.31	47	13件同時請求のあった内の1件である。開示請求文書量が大量であったこと。関係法人に対する意見照会に時間がかかり、不開示情報の確定に時間を要したこと。また、6月末に発覚した教員の収賄事件に関する開示請求をはじめ、同時期に多くの開示請求が重なったことから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。
京都大学	平成23年度に別紙記載の各部局で受け入れた受託研究と共同研究の一覧(担当教員と申し込み企業等の名称、研究費の額、受け入れ時期、研究目的・研究内容を含む)(医学研究科分)	H24.7.12	H24.9.14	H24.10.31	47	13件同時請求のあった内の1件である。開示請求文書量が大量であったこと。関係法人に対する意見照会に時間がかかり、不開示情報の確定に時間を要したこと。また、6月末に発覚した教員の収賄事件に関する開示請求をはどめ、同時期に多くの開示請求が重なったことから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。
京都大学	平成23年度に別紙記載の各部局で受け入れた受託研究と共同研究の一覧(担当教員と申し込み企業等の名称、研究費の額、受け入れ時期、研究目的・研究内容を含む)(工学研究科分)	H24.7.12	H24.9.14	H24.10.31	47	13件同時請求のあった内の1件である。開示請求文書量が大量であったこと。関係法人に対する意見照会に時間がかかり、不開示情報の確定に時間を要したこと。また、6月末に発覚した教員の収賄事件に関する開示請求をはじめ、同時期に多くの開示請求が重なったことから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。

京都大学	薬学研究科の外部資金における〇〇 元教授および関連プロジェクトへの配 分がわかる文書 (〇〇元教授の在籍期間全ての年度に 係る交付決定通知書や研究報告書等、 取得予算科目名、金額、年度、プロジェ クト名の記載されたもの)	H24.7.24	H24.9.24	H24.12.14	81	関係法人への意見照会・調整に時間を要したこと。また、同時期に異議申立て事案が2件あり、その対応に時間を割かれたことなどから事務処理が遅延した。
京都大学	原子炉実験所の〇〇元教授が平成19 年度から23年度に行った出張に関する 文書で、その理由や時期、期間、行き 先、要した費用などが分かる文書(出張 伺いや旅費計算書など)	H24.8.21	H24.10.22	H24.11.30	39	開示請求に係る文書保有部局の事務担当 者の人事異動等により事務処理が遅れたた め。

○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

法人名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
日本原子力研究開発機 構	契約書([もんじゅ]平成17年度1次主冷 却系設備等点検)	H23.10.27	H24.3.31	H24.6.29	90	開示決定後、当該開示請求に係る対象文書に漏れがあることが分かり、開示請求者と調整の上、追加で開示決定を行ったため。
東北大学	特定教員が受領した、受託研究、共同研究、奨学寄附金その他外部資金に関し、外部資金受入審議資料がわかるものの開示を求める件	H24.6.6	H24.11.30	H25.2.27	89	当該担当部署の業務繁忙のため対応が大幅に遅れたため。
東北大学	特定教員が受領した、受託研究、共同研究、奨学寄附金その他外部資金に関し、外部資金受入審議資料がわかるものの開示を求める件	H24.6.6	H24.11.30	H25.2.27	89	当該担当部署の業務繁忙のため対応が大幅に遅れたため。
東北大学	特定教員が受領した、受託研究、共同研究、奨学寄附金その他外部資金に関し、外部資金受入審議資料がわかるものの開示を求める件	H24.6.6	H24.11.30	H25.2.27	89	当該担当部署の業務繁忙のため対応が大幅に遅れたため。
東北大学	特定教員が受領した、受託研究、共同研究、奨学寄附金その他外部資金に関し、外部資金受入審議資料がわかるものの開示を求める件	H24.6.6	H24.11.30	H25.2.27	89	当該担当部署の業務繁忙のため対応が大幅に遅れたため。
東北大学	特定教員が受領した、受託研究、共同研究、奨学寄附金その他外部資金に関し、外部資金受入審議資料がわかるものの開示を求める件	H24.6.6	H24.11.30	H25.2.27	89	当該担当部署の業務繁忙のため対応が大幅に遅れたため。
東北大学	特定教員が受領した、受託研究、共同研究、奨学寄附金その他外部資金に関し、外部資金受入審議資料がわかるものの開示を求める件	H24.6.6	H24.11.30	H25.2.27	89	当該担当部署の業務繁忙のため対応が大幅に遅れたため。
東北大学	特定教員が受領した、受託研究、共同研究、奨学寄附金その他外部資金に関し、外部資金受入審議資料がわかるものの開示を求める件	H24.6.13	H24.11.30	H25.2.27	89	当該担当部署の業務繁忙のため対応が大幅に遅れたため。
東北大学	特定教員が受領した、受託研究、共同研究、奨学寄附金その他外部資金に関し、外部資金受入審議資料がわかるものの開示を求める件	H24.7.25	H24.11.30	H25.2.27	89	当該担当部署の業務繁忙のため対応が大幅に遅れたため。
東北大学	特定教員が受領した、受託研究、共同研究、奨学寄附金その他外部資金に関し、外部資金受入審議資料がわかるものの開示を求める件	H24.8.9	H24.11.30	H25.2.27	89	当該担当部署の業務繁忙のため対応が大幅に遅れたため。
京都大学	平成23年度及び平成24年4月分の京都 大学病院での医療事故報告書	H24.6.11	H24.8.10	H24.11.20	102	開示請求に係る法人文書が複数かつ大量にあり、 開示・不開示の検討に時間を要したこと。また、6月 末に発覚した教員の収賄事件に関する開示請求を はじめ、同時期に多くの開示請求が重なったことか ら業務が輻輳し、事務処理が遅延した。

○ 延長手続を採らなかった事案で、30日を超過しているもの(資料5)

法人名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
国立病院機構	特定施設に係る医療観察法病棟の外 部評価会議議事録	H24.3.13	H24.4.12			H25.5.28開 示決定
国立病院機構	特定施設に係る医療観察法病棟の外 部評価会議議事録	H25.2.25	H25.3.27	4	所管業務が多忙であり、開示決定等の処理を開始 するまでに時間を要し、開示請求の事務処理手続き を行うことができなかったため。	
水資源機構	土地賃貸借契約書等	H25.1.21	H25.2.20		対象文書に第三者の情報が含まれており、法第14 条に基づく第三者意見照会等に時間を要したが、延 長手続きを失念していたため。	

○ 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限を過ぎているもの(資料6)

法人名	件名	受付年月日	延長後の期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
京都大学	平成23年度に別紙記載の各部局で 受け入れた受託研究と共同研究の一 覧(担当教員と申し込み企業等の名 称、研究費の額、受け入れ時期、研 究目的・研究内容を含む)(原子炉実 験所分)	H24.7.12	H24.9.14	198	公益開示と当該企業の経営戦略情報などを比較衡量しての不開示情報該当性の検討や相手先企業との意見調整に多くの時間を要したこと。6月末に発覚した教員の収賄事件に関係した開示請求(相談を含む。)を約100件受け、その調整に時間を割かれたこと。教員の収賄事件に関係して、独立行政法人から法人文書の開示に係る意見照会(大量文書約2,500枚)を受けたこと。その他開示対象文書の量が多く時間を要する請求事案が同時期に重なったことから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。	

○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの(資料7)

法人名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
京都大学	京都大学病院での生体肝移植のドナーとなった40歳代の女性が2003年 5月4日に死亡した事例(以下、当該請別に異して以下の文書の開示を請求します。 2. 京大病院で最初に生体肝移植を実施するまでに実施基準の内容無理が高いた。 実施するまでに実施基準の内容無理がで表した。 資金の議事例」の原及、問題は、院内ののの原す、 4. 「当該事例」の原因、も、院内のので調査、検証、検討した際に収経業 を調べた委員の議事。 で成したすべての文書、録取び議事 資料、委員事例をごは、にの文書、 を調べた委員等を含べた日本肝移収集、作成したすべての文書ならびに 集体にしたすべての文書ならびに同研究会の調査報告書	H24.4.13	H24.10.31	151	開示請求対象文書が約640枚に及び、古いものでは平成2年のものもあり探索に時間を要したこと。本学以外の関係者との協議や患者個人の不開示情報該当性の判断について、審議・検討が長引いたこと。6月末に発覚した教員の収賄事件に関して大量の開示請求や意見照会が続いたこと。その他開示対象文書の量が多く時間を要する請求事案が同時期に重なったことから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。	
京都大学	平成19~平成22年度に別紙記載の各部局で受け入れた共同研究の一覧(担当教員と申し込み企業等の名称、研究費の額、受け入れ時期、研究目的・内容を含む)(原子炉実験所分)	H24.7.12	H24.10.31	151	公益開示と当該企業の経営戦略情報などを比較衡量しての不開示情報該当性の検討や相手先企業との意見調整に多くの時間を要したこと。また、6月末に発覚した教員の収賄事件に関する開示請求をはじめ、同時期に多くの開示請求が重なったことから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。	
京都大学	平成19~平成22年度に別紙記載の各部局で受け入れた受託研究の一覧(担当教員と申し込み企業等の名称、研究費の額、受け入れ時期、研究目的・内容を含む)(原子炉実験所分)	H24.7.12	H24.10.31	151	公益開示と当該企業の経営戦略情報などを比較衡量しての不開示情報該当性の検討や相手先企業との意見調整に多くの時間を要したこと。また、6月末に発覚した教員の収賄事件に関する開示請求をはじめ、同時期に多くの開示請求が重なったことから業務が輻輳し、事務処理が遅延した。	

事例表

異議申立て事案の処理日数関係

(資料8~11)

○ 今年度に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから諮問までに90日超を要したもの(資料8)

法人名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
東北大学	特定教員が自身のHPで掲載している 商業広告により収入を得ている疑い関 して、貴大学が調査した調査報告書	H24.9.18	H25.2.13	148	異議申立て担当者は、情報公開担当及びその他の業務も兼務しており、これらの業務が繁忙で、異議申立ての事務処理手続を行うことができなかったため。
東北大学	特定教員の訴訟事案に関わる、元留学 生の心証を把握するに至った根拠とな る文書または資料	H24.9.18	H25.2.13	148	異議申立て担当者は、情報公開担当及びその他の業務 も兼務しており、これらの業務が繁忙で、異議申立ての 事務処理手続を行うことができなかったため。
京都大学	貴大学大学院工学研究科建築学専攻にかかる以下の資料 1研究室の利用規則 2教員による学生に対する生活指導上の注意事項を記載した文書 3教員による学生に対する研究指導上の注意事項を記載した文書 4学生の生活上の注意点を記載した文書 4学生の生活上の注意点を記載した文書 5学生の研究上の注意点を記載した文書 なお、1は、校舎及び研究室の出入館時間・出入室時間、宿泊の可否及びその場合の要件・手続等が記載されている文書であれば、その表題の如何を問いません。 また、2及び3は教員に対する注意事項、4及び5は学生に対する注意事項が記載された文書を考えており、貴大学大学院工学研究科、建築学専攻のいずれであっても構いません。	H24.7.2	H24.10.4	94	異議申立てを受けて、開示請求文書の再探索に時間を要したこと。同時期に別の案件でも異議申し立てがあり、そちらの調整に時間を要したこと。また、6月末に発覚した教員の収賄事件に関する開示請求をはじめ、同時期に多くの開示請求が重なったことから業務が輻輳し、事務処理が遅延したため。

〇 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てを受けてから既に90日を経過しているもの(資料9)

法人名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
日本年金機構	日本年金機構の全組織(本部、ブロック 本部、事務センター、年金事務所)の部 署・部・グループ・課各々の所在地、電 話号、ファックス番号等連絡先が記 載された文書	H22.8.23	951	対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。)	
日本年金機構	平成24年5月16日年機構発第47号開示 決定を受けた「業務処理マニュアル」に ついて、現在までに改訂差し替えした分 全部	H24.12.20	101	対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。)	
	年金制度に関する改善検討要望、 H21.4~H22.2月分の電話・手紙・メール 等お客様の声全部	H24.12.27	94	対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。)	
東北大学	特定教員の科学研究費補助金に係る「不正をしない」旨を記した宣誓書	H24.12.10	111	異議申立て担当者は、情報公開担当及びその他の 業務も兼務しており、これらの業務が繁忙で、異議申 立ての事務処理手続を行うことができなかったため。	
	世田谷郵便局の配達等をしている特定 個人の一日の担当区域が分かる資料 の一部開示決定に関する件	H18.8.3	2432	事実関係を確認するために大量の対象文書(約2000枚)を精査する必要があったため。	

〇 今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から決定までに60日超を要したもの(資料10)

法人名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内に決定ができなかった特段の事情
日本学術振興会	特定大学から提出された特定教員の科学研究費補助金の使用についての調査報告書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H24.2.29	H24.5.21	82	担当部署では、異議申立てのほか、開示請求、法人の 事業計画の立案、法人評価、法人の広報等多岐に渡る 業務を2名のみで担当しており、また、年度末の繁忙期 も重なり、業務が著しく多忙であったため。
筑波大学	本学特定教員の兼業に係る届出書、承認書及び勤務時間内外を記した文書 (すべて)	H23.12.14	H24.4.25	133	異議申立人は当該特定教員のホームページ上に兼業 先を公開していると主張していたため、答申を受けて決 定するに当たり、改めて大学公式ホームページと同ホー ムページとリンクして公開している特定教員のホーム ページのプロフィール等の記載のあり方について検討を 行ったため。

〇 調査日現在、審査会の答申を受けて決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから既に60日を経過しているもの(資料11)

法人名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に決定ができなかった特段の事情	備考
国立がん研究センター	臨床系部門への民間等からの委託研 究に係る委託者等が分かる文書の不 開示決定に関する件	H24.9.5	207	答申結果を踏まえ開示内容を再度確認する必要があったため。	
国立高等専門学校機構	特定高等専門学校入学試験委員会の 議事概要等の一部開示決定に関する 件	H23.4.1	730	入学試験に係る案件のため、慎重な判断を必要としている事に加 え、情報公開担当課の業務が著しく多忙であったため、文書を保 有する学校における調整等、事務処理が遅延したため。	
国立長寿医療研究セン ター	臨床計部門への民間等からの委託研 究に係る委託者等が分かる文書の不 開示決定に関する件	H23.11.16	501	当該開示請求は、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律に定められた6つのナショナルセンター(以下NC」という。)に同時に開示請求があり、6NC全てが不開示としたものに対し、6NC全てに対しての異議申立てがあったものである。当センターについては異議申立てに対する答申を受けているが、他のNCについては諮問中であるところもあり、6NCがそれぞれ個別に対応すると今後の対応に混乱を招く恐れがあることから、他のNCが答申を受けるまで待機しているところである。	
日本年金機構	「くらし・行政相談所」の相談事案処理票等	H24.3.21	375	所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画:調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。)	
日本年金機構	鳥取県内年金事務所の健康保険・厚 生年金保険適用事業所一覧表(平成 21年11月1日現在)	H24.6.4	300	所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。)	